

予算決算委員会厚生分科会記録

1 日 時 令和7年12月11日(木曜日)

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時19分
再 開	午前10時26分
休 憩	午前10時55分
再 開	午前11時04分
休 憩	午前11時26分
再 開	午後 1時06分
閉 会	午後 1時36分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

分科会長	松 尾 茂
分科会副会長	飯 山 勝 彦
委 員	木 地 智 美
〃	久 保 大 憲
〃	岡 部 享
〃	押 田 大 祐
〃	高 道 秋 彦
〃	谷 口 寿 一
〃	市 田 龍 一
〃	橋 本 雅 雄

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	家城 恭彦
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	藤沢 晃
管理部次長	片山 正和
参事（経営管理担当）	開発 則幸
経営管理課長	高瀬 雅基
契約出納課長	山口 佳子
医事課長	喜多埜 英司
総務医事課長	竹内 宗健
経営管理課主幹（調整担当）	能勢 祐介

【福祉保健部】

部長	古西 達也
部次長	堀田 英樹
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	山本 忠夫
保健所長	瀧波 賢治
参事（福祉政策課長）	田近 淳
参事（指導監査課長）	本多 寛明
生活支援課長	大門 高史
障害福祉課長	大浦 寛之
長寿福祉課長	吉野 貴喜
介護保険課長	豊岡 秀樹
保険年金課長	吉村 正一
保健所地域健康課長	相川 智昭
保健所保健予防課長	堀井 由紀
保健所生活衛生課長	宮田 一博
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
看護専門学校事務長	高瀬 雅基
福祉政策課主幹（調整担当）	高橋 昌子

【こども家庭部】

部長	関谷 雄一
部次長	高場 英人
部次長（保育・児童健全育成担当）	平井 聖子
こども支援課長	植野 聡希
こども保育課長	斉藤 陽子
こども福祉課長	前坪 勝児
こども健康課長	栗山 朋子
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
子育て支援センター所長	笠間 湊子
こども支援課主幹（調整担当）	宮田 千佳

【市民生活部】

部長	鎌田 泰史
部次長	豊島 栄治
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	光岡 伸一
参事（地域振興担当）	鈴木 富勝
参事（地域コミュニティ推進課長）	由水 正恵
参事（市民課長）	経明 勝子
参事（山田中核型地区センター所長）	宮前 仁
大沢野行政サービスセンター所長	沢井 誠
大山行政サービスセンター所長	追分 禎一郎
八尾行政サービスセンター所長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター所長	江尻 裕徳
市民協働相談課長	砂原 正宏
スポーツ健康課長	松本 浩明
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
消費生活センター所長	関谷 忠子
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	大野 裕美

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹（調査係長）	谷端 裕美子
議事調査課主査	竹之内 慧
議事調査課会計年度任用職員	溝口 弘美

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和7年12月定例会の予算決算委員会厚生分科会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（4名）を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、木地委員、久保委員を指名いたします。

各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。

議案第141号 令和7年度富山市病院事業会計補正予算（第2号）、

議案第176号 令和7年度富山市病院事業会計補正予算（第3号）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

管理部次長 〔議案第141号中
概要について、
議案説明資料により説明〕

経営管理課長 〔議案第141号中
病院事業債の発行について、
報償費の補正について、
議案第176号について、
議案説明資料及び議案説明資料（人件費分）により説明〕

- 分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
- 久保委員 何回か言葉のキャッチボールをさせていただきたい
と思います。
議案説明資料2ページの病院事業債（経営改善推進
事業）の発行について伺います。
この背景には人事院勧告や県人事委員会の勧告によ
る人件費の高騰があります。民間の病院であれば、
収益が上がらない状況では人件費は上げられないと
いう経営判断をされると思うのですが、公立病院は
人事院勧告や県人事委員会の勧告の影響を受けます。
そもそも人事院勧告や県人事委員会の勧告に従わな
ければならないのか、また、従わなければならない
のであれば、その必要性は何かを説明願います。
- 経営管理課長 人事院勧告や県人事委員会の勧告に絶対に従わな
ければならないのかと言われると、給与の引上げを見
送る自治体はゼロではありません。
ただし、人事院勧告は、民間の同職種、同学歴の方
の給与水準と均衡させることを基本として行われる
もので、また、公務員の労働基本権制約の代償措置
という側面があります。
原理原則に基づけば、人事院勧告や県人事委員会の
勧告に従うべきだと考えています。
- 久保委員 公的病院の赤字幅が大きくなっている中で、人事院
勧告と診療報酬はリンクしているのですか。
令和6年度診療報酬改定は人事院勧告による人件費
の高騰を反映しているのか教えてください。
- 経営管理課長 これまでも何度か同じような説明をしたかもしれな
いのですが、人事院勧告による影響額を全て診療報
酬で賄うことができるのかと言われると、間違いな
くできない状態です。
- 久保委員 もう1点、物価高の影響もあると言われているので
すが、物価高の影響分は診療報酬改定に含まれるの

か教えてください。

経営管理課長 人件費同様に、物価高についてもしかりとは反映されておらず、足りていません。

久保委員 公立病院の経営の難しいところは、人事院勧告や県人事委員会の勧告に従う必要がある一方で、診療報酬の引上げは追いついていない状況で赤字に陥ってしまうと。制度設計としてどんどん赤字が膨らんでいく可能性があります。私も長く厚生委員を務めていますので、皆さんがものすごく経営努力をされて、頑張っておられることはよく分かるのです。来年度は診療報酬が上がる見込みだという話がありましたが、人件費高騰や物価高をきちんと包括しないと、公立病院を存続させることは大変厳しくなっていくのではないかと思います。人事院勧告や県人事委員会の勧告に従って人件費は高騰し、物価高は止まらず、診療報酬はなかなか思ったように上がらないという状況がこの先も続いていくと、公立病院は負債がどんどん増えていくリスクがあるという考え方で間違いはないか教えてくださいませんか。

経営管理課長 どのようにシミュレーションするのかという条件にもよるのですが、今、経営改善実行計画を作成中でありまして、もし10年後、20年後までこの状況が続くとしたらどうなるのかを試算したところ、投資を相当絞ったとしても収支は赤字になると見込まれます。

久保委員 これは厳しい状況です。厳しい中で、国は病院事業債の発行を認めるということですが、富山県ではこの事業債を発行せずに、富山県立中央病院に無利子で資金を貸し付けるという話がありました。富山市においては限度額いっぱいまで病院事業債を活用するということですが、今、限度額いっぱいまで借りることで生じる将来のリスクをどのように捉

えているのか教えていただけますか。

経営管理課長 今、赤字の中で、またさらに資金を借りることになりますので、非常に厳しい経営になることは間違いないと思います。
ただ、先ほど言いましたように、経営改善実行計画は、それを織り込んだ上で策定いたします。収支を黒字にすることはほぼ不可能ですが、少なくとも資金ベースだけでも何とかとんとんにできないかと検討しております、そこに向かって経営改善に取り組んでいきたいと考えております。

久保委員 皆さんが経営努力をされていることは分かります。富山県は無利子で貸付けを行うとはいうものの、借りたお金は返さなければならないのです。
病院事業債を活用すると、将来にわたって、利子をプラスして返済していく必要性が生じます。
個人的には、国がしっかりと対応して、借りなくても済むような体制をつくるべきだと思いますし、今定例会で議員提出議案として国への意見書が提出される気がしますので、地方からもしっかりと訴えていきたいと思っています。
これからも継続して現場の声をいろいろな形で議会に報告していただいて、問題意識を共有できたらいいなと思います。
最後に、今後の公立病院の経営について、病院事業管理者の思いがあれば教えてください。

病院事業管理者 病院事業として地域にどのような貢献ができるのか、そして、公立病院として提供しなければいけないものをどこまで提供できているのかということが、まず一義的に必要なことだと思っています。
その中で、富山市民病院は高度急性期・急性期、特に救急に力を入れております。救急車をしっかりと受け入れていますし、手術などもそれなりの数を行って、地域医療に貢献していると思います。
しかし、経営上の問題として、今の状態を維持するためにはやはり支出が多過ぎることがありま

すので、それをいかに縮減していくのかが重要だと思っています。

ただ、残念ながら、今の診療報酬体系では努力をしても経営を改善できる見込みはありません。これは全国のどこの病院も同じでありますので、国で診療報酬などの様々な仕組みについて考えていただきたいと強く思っています。

病院事業債の償還年限が15年以内ですので、返済が終わる頃には2040年になります。新たな地域医療構想についても2040年とその先を見据えて策定されることになっていきますので、そこまでにいろいろなことを決めていかなければいけないのではないかと思っているところです。

木地委員 私も病院事業債について伺います。

(3) 病院事業局の対応の中に、収支が急激に悪化することも想定されるとあるのですけれども、どのようなことが想定されるのか教えてください。

経営管理課長 現時点で想定できることとしまして、人件費の高騰、物価の上昇がこのまま続くことで、経営を逼迫する可能性があると考えております。

木地委員 公的病院の経営は本当に苦しい中で、皆さんが様々なことに取り組んでくださっているということがよく分かります。
先ほどおっしゃっていた経営改善実行計画について、策定方針などがありましたら教えてください。

経営管理課長 今はまだ草案で、富山市病院事業経営改善委員会に諮った段階ですので確定はしていませんが、その時点における考えとしては、新たな地域医療構想が策定されることになるので、どのようにでも対応できるように、2年間で財務状況の改善を目指していくことを一応の主眼としております。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第141号、議案第176号、以上2件を一括して意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会病院事業局所管分を終了いたします。

午前10時19分 休憩

~~~~~

午前10時26分 再開

分科会長 これより、厚生分科会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。  
議案第132号 令和7年度富山市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、  
議案第133号 令和7年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第1号）、  
議案第134号 令和7年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、  
議案第168号 令和7年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、  
議案第169号 令和7年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、  
議案第170号 令和7年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第2号）、  
議案第171号 令和7年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、  
議案第172号 令和7年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、  
以上8件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

- 福祉保健部長 〔挨拶〕
- 福祉保健部次長 〔議案第132号中  
福祉保健部所管分の概要について、  
議案第133号及び議案第134号中  
概要について、  
議案説明資料により説明〕
- 長寿福祉課長 〔議案第132号中  
福祉基金費について、  
議案概要書により説明〕
- 保健所地域健康課長 〔議案第132号中  
がん対策事業費について、  
議案説明資料により説明〕
- まちなか総合ケア  
センター所長 〔議案第133号中  
医業費について、  
議案説明資料により説明〕
- 介護保険課長 〔議案第134号中  
介護保険事務処理システム事業費について、  
議案説明資料により説明〕
- 長寿福祉課長 〔議案第134号中  
成年後見制度利用支援事業費について、  
議案説明資料により説明〕
- 福祉保健部次長 〔議案第168号について、  
議案第169号について、  
議案第170号について、  
議案第171号について、  
議案第172号について、  
議案説明資料（人件費分）により説明〕
- 分科会長 これより、質疑に入ります。  
説明があった順番に質疑を行いたいと思います。  
初めに、議案説明資料1ページの令和7年12月福

祉保健部補正予算（案）総括表について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案概要書 17 ページの福祉基金費について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 2 ページのがん患者用補正具購入費用助成事業について、質疑はありませんか。

高道委員 この助成制度の導入については、北陸 3 県の中でも遅かったほうだと思います。  
実際にほかの市町村でも実施しておられますが、この助成制度を大体どのくらいの方が利用されているのか、また、ほかの市町村の状況が分かれば併せて教えていただけますか。

保健所地域健康課長 この助成制度につきましては、各市町村によって対象や助成金額が異なるため、一概に比較することはできないと考えますが、令和 6 年度の本市の助成件数については 220 件で、単純に人口 1 万人当たりの助成件数を計算してみますと、5.47 件となります。  
これに対しまして、金沢市は 1 万人当たり 4.61 件、福井市は 1 万人当たり 3.99 件となります。また、県内 15 市町村の平均値につきましては、1 万人当たり 5.69 件となっております。

高道委員 富山県は利用されている方がすごく多いということだと思います。  
この助成制度は本当に好評だと思いますけれども、利用者からはどのような声があったのか教えてください。

保健所地域健康課長 医療用ウィッグにつきましては、着用することで人

目を気にせずに仕事に復帰することができた、この助成制度が後押しとなって医療用ウィッグを購入した、外出の機会が増えたなどの声をいただいております。

また、乳房補正具につきましては、着用することで自由に服装を選べるようになったなどの声をいただいております。

高道委員 今ほどおっしゃったように仕事の復帰につながるなど、大変すばらしい助成制度だと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

分科会長 次に、議案説明資料3ページのまちなか診療所医業費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、議案説明資料4ページの介護保険事務処理システムの改修について、質疑はありませんか。

木地委員 国の税制改正に伴ってシステムの改修が必要になったということで、このような制度改正によるシステムの改修のたびに自治体の負担が増えているとも捉えることができます。  
このような制度改正があった際に、今回のみならず、次回もまた対応できるような汎用性のあるシステムにする必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

介護保険課長 介護保険事務処理システムにつきましては、法令等に定められた各自治体で共通するような業務であっても、自治体ごとの事情や特徴を盛り込んだ独自のシステムを使用しているため、汎用性がなく、システム改修等による人的、財政的な負担が大きくなっております。  
このような背景から、各自治体が個別にシステムを開発し所有するのではなく、国と地方が協力して、デジタル技術を最大限に活用した効率的、効果的な

システムとするため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月に施行されました。このことにより介護保険などの標準化対象事務が指定され、基幹業務システムの標準化が義務づけられました。

富山県では、県内全市町村で次期システムを共同調達し、本市の介護保険事務処理システムにおきましても、次期システムへの移行準備作業を行っているところであります。

今後、国が定める標準仕様書に基づいた汎用性のあるシステムを使用することで、システムの維持管理や制度改正時の対応を効率的に行い、人的、財政的な負担を軽減できると考えております。

押田委員 確認ですが、次期システムの導入に1,067万円かかるということですか。

介護保険課長 既存のシステムの改修に係る費用が1,067万円です。

押田委員 これは国の制度改正によるものですから、市町村で決める話ではないということは分かっているのですが、私たちも国に対して物を言っていかなければいけないと思うのです。

既存のシステムを1,067万円かけて改修することで、市民にどれほどのメリットがあるのでしょうか。

ちょっと分かりづらいかもしれませんが、幾らぐらいの保険料収入の動きがあるのか、金額が分かれば教えてください。

介護保険課長 今回のシステム改修につきましては、保険料収入が減少することを防ぐために行うものでありまして、その影響額は令和7年度富山市介護保険事業特別会計の保険料総額約96億円の約1%、9,600万円程度を見込んでおります。

被保険者の今年の所得を把握することはなかなか難しいので、あくまでも試算となりますが、保険料総

額の1%程度と見込んでおります。

押田委員 影響額が9,600万円程度ということで、今回の補正額の9倍ぐらいの効果があると捉えることができます。

いくら令和3年度にシステムが標準化されたからといっても、国の様々な制度改正の影響が非常に大きいと思うので、やはり基礎自治体の負担が少しでも減るように、私たちも国に声を上げていくように努力していきたいと思っております。

福祉保健部長 確認のため補足説明いたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は令和3年度に施行されておりますが、介護保険ではこの標準化がまだ進んでおらず、今回の補正予算は既存のシステムを改修するものです。今後、システムが標準化されていくということです。

谷口委員 私も確認ですけれども、今回の改修に係る費用で市の負担はないのですか。国が全て負担するのですか。

介護保険課長 (1)補正額の財源内訳にも記載しておりますが、国庫支出金として国からの補助金が2分の1、一般会計からの事務費繰入金も2分の1で、金額がそれぞれ533万5,000円となっております。

谷口委員 2分の1を一般会計から繰り入れるとのことですが、これは何らかの形で戻ってくるということはないのですか。

介護保険課長 市の負担分が戻ってくることはありません。国と市が2分の1ずつそれぞれ負担することになります。

分科会長 次に、議案説明資料5ページの成年後見制度利用支援事業について、質疑はありませんか。

久保委員 (2)事業目的に報酬を支払うことが困難な被後見人等と記載がありますが、具体的な人物像が分から

ないので、どのような方が対象となるのか補足していただけますか。

長寿福祉課長 報酬を支払うことが困難な被後見人等につきましては、自身の資力、収入だけでは報酬を支払うことが不十分な方で、具体的には、1つに、生活保護を受けている方、2つに、住民税が非課税、かつ年間の収入見込額が150万円以下で、株式や生命保険などのすぐに現金化できるような資産を所有していない方、3つに、その他の理由により報酬を負担することが困難であると市長が認める方であり、本市の実施要綱で定めております。

久保委員 言われてみると、生活保護を受けている方はそうだなと私も思うのです。周りに支援してくれる家族もいなくて、資産もなくなかなか厳しいと。そのような生活状況の中で、成年後見制度を利用することはあるのですが、成年後見制度に関する報酬については生活保護費から支出されないという考え方でよろしいですか。

生活支援課長 成年後見制度に関する報酬を生活保護費から支払う制度はございません。本事業により長寿福祉課から支払われている状況です。

久保委員 生活保護の方の状況も様々ですが、今後、核家族化、少子・超高齢化が進んでいくと、このような方が増えていく可能性は大変高いと思います。その上で、市が支援をしていくことが将来大きな負担になるかもしれないので、調査・研究をしていただいて、必要があれば議会からも成年後見制度、特に生活保護世帯に関しては至急配慮すべきではないかという考え方を国に訴えていきたいと思います。当局としてもアンテナを高く張って情報収集していただいて、必要に応じて、議会へも随時情報を提供していただきたいと思います。要望です。

分科会長 次に、議案説明資料（人件費分）の人件費補正につ

いて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第132号中福祉保健部所管分、議案第133号、議案第134号、議案第168号中福祉保健部所管分、及び議案第169号から議案第172号まで、以上8件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前10時55分 休憩

~~~~~

午前11時04分 再開

分科会長 これより、厚生分科会子ども家庭部所管分の議案の審査を行います。
議案第132号 令和7年度富山市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、子ども家庭部所管分、第4款衛生費中、子ども家庭部所管分、第4条債務負担行為の補正中、子ども家庭部所管分、
議案第168号 令和7年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、子ども家庭部所管分、第4款衛生費中、子ども家庭部所管分、
以上2件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

子ども家庭部長 〔挨拶〕

- こども家庭部次長 〔議案第132号中
こども家庭部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕
- こども支援課長 〔議案第132号中
児童館施設整備事業について、
富山市東部児童館管理運営費（債務負担行為）につ
いて、
富山市蜷川児童館管理運営費（債務負担行為）につ
いて、
議案書及び議案説明資料により説明〕
- こども福祉課長 〔議案第132号中
児童手当支給事業について、
議案説明資料により説明〕
- こども健康課長 〔議案第132号中
助産施設事業について、
産後ケア事業について、
議案説明資料により説明〕
- こども家庭部次長 〔議案第132号中
償還金の補正について、
議案第168号について、
議案説明資料及び議案説明資料（人件費分）により
説明〕
- 分科会長 これより、質疑に入ります。
説明があった順番に質疑を行いたいと思います。
初めに、議案説明資料1ページの令和7年12月こ
ども家庭部補正予算（案）総括表について、質疑は
ありませんか。
- 〔発言する者なし〕
- 分科会長 次に、議案説明資料2ページの児童館施設整備事業
について、質疑はありませんか。

- 木地委員 山田児童館が廃止されるということで、利用が想定される山田地域の15歳以下の人口は何人ぐらいいらっしゃるのかお聞かせください。
- こども支援課長 山田地域の15歳以下の人口についてはすぐにお答えできないのですが、令和7年5月1日現在で、山田小学校の児童数が39名、山田中学校の生徒数が22名となっております。
- 木地委員 山田児童館の利用人数について教えてください。
- こども支援課長 山田児童館の令和6年度の年間延べ利用人数は4,923人で、1日当たりの利用人数の平均は13.8人です。土曜日、日曜日、祝日に限りますと、年間402人で、平均3.6人です。
- 木地委員 令和8年度からはミニ児童館事業を実施するとのことですが、利用人数は変わらないと思います。これまで利用していた子どもたちは問題なく利用を続けることができるのでしょうか。
- こども支援課長 山田児童館につきましては、利用者のほとんどが山田小学校の児童です。今回の改修で山田公民館の3階部分に120平米程度のスペースを確保することとしておりまして、既存の児童館と比べても遜色ない広さを確保できると考えております。
- 木地委員 これまでとほとんど変わらない規模であるということですか。
- こども支援課長 公民館部分に体育館規模の運動スペースがありますので、そちらも合わせると、より利便性が向上するのではないかと思います。
- 久保委員 児童館からミニ児童館になることで、開館時間は変わるのか教えてください。
- こども支援課長 開館時間につきましては、地元とも話を進めており

ますが、ほかの児童館と比べて利用人数が少ないこともありまして、基本的には平日、土曜日の午後からとすることを考えております。

久保委員 開館時間の変更はあり得るということでしょうか。

こども支援課長 そのとおりです。

分科会長 次に、議案書6ページの東部児童館と蟻川児童館の管理運営費に係る債務負担行為の補正について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料3ページの児童手当支給事業について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料4ページの助産施設事業について、質疑はありませんか。

久保委員 (2)事業目的に経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦とありますが、ちょっとイメージができないので、どのような方が対象になるのか、具体の説明をお願いします。

こども健康課長 一言で言うと、分娩費用が払えない妊産婦です。つまり困窮世帯でありますけれども、例えば生活保護受給世帯などが対象になります。

久保委員 入院助産費用は生活保護の対象になると思っていたのですけれども、対象ではないということですか。

こども健康課長 生活保護については他法優先の原則があり、本事業が優先的に適用されます。

分科会長 次に、議案説明資料5ページの産後ケア事業につい

て、質疑はありませんか。

木地委員 産後ケア事業は、何度も利用させていただきました。今回の補正については、まちなか総合ケアセンターとは別の委託だと思えますが、何か所に委託されているのかお聞かせください。

こども健康課長 本事業は令和6年7月から開始しております。業務を委託している市内の指定産科医療機関は現在6か所です。事業開始から段階的に増えており、令和7年度は2か所増えています。

木地委員 だんだん増えているということで、大変ありがたいことだと思います。利用実績などの変化は把握していますか。

こども健康課長 令和6年度の途中から開始した事業ですので、令和6年度の実績しかありません。宿泊型のショートステイは延べ63回、通所型のデイケアは延べ194回です。

木地委員 当初の見込みよりも利用者が増加しており、その増加見込み分を今回補正するとのことですが、利用者が増加している理由をどのように分析されていますか。

こども健康課長 今ほど申し上げたように令和6年7月から開始した事業でありまして、令和7年度に実施機関が増えたこと、また、本事業が広く周知されてきたこともあり、利用者数、利用回数の増加につながったと考えております。

木地委員 この産後ケア事業は、生まれたての新生児を抱えて不安になっているお母さん方にとって、とても大切な事業だと思います。この先も手厚く支援していただければと思います。

分科会長 次に、議案説明資料6ページの償還金補正について、

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料（人件費分）の人件費補正について、質疑はありませんか。

岡部委員 2ページ（1）人件費の表について、第5目、保育所費で職員数が21人減となっています。配置換えなどがあったのかもしれませんが、トータルでも12人減となっております。これらの要因について教えてください。

こども保育課長 主な要因といたしましては保育士の退職ですが、保育所以外の部署への異動や、再任用職員の期間満了による会計年度任用職員への移行などの要因もあります。

岡部委員 会計年度任用職員は何人増員されたのですか。

こども保育課長 増員数の資料は持ち合わせておりませんが、再任用職員から会計年度任用職員への移行や、育児休業取得に伴う会計年度任用職員の配置など、不足する保育士については会計年度任用職員で確保しております。

岡部委員 あまりすっきりしない答弁ですけれども、会計年度任用職員が増えつつあるので、なるべく正規職員を配置していただきたいという思いがあります。正規職員が減った、会計年度任用職員を確保したという単純な流れではなく、採用するものは採用して、正規職員を確保していただくことが大事だと思っています。そのような部分でも努力していただきたいです。よろしくお願いします。

こども保育課長 保育士について、令和6年度中の退職者は21人でしたが、令和7年度は同数の21人を正規職員として採用しております。

岡部委員 毎年20人前後を採用していると思うのですが、その年によって退職者が増えることがあるので、その対応も含めてお願いしたいということです。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第132号中子ども家庭部所管分、議案第168号中子ども家庭部所管分、以上2件を一括して意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会子ども家庭部所管分を終了いたします。

午前11時26分 休憩

~~~~~

午後 1時06分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。  
議案第132号 令和7年度富山市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第4条債務負担行為の補正中、市民生活部所管分、  
議案第168号 令和7年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第3款民生費中、市民生活部所管分、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活部次長 〔議案第168号について、議案説明資料（人件費分）により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第132号について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
説明があった順番に質疑を行いたいと思います。  
初めに、議案説明資料（人件費分）の人件費補正に  
ついて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料2ページの富山市総合体育館R  
コンセッション事業に係るサービス対価（期初改修  
費等）の変更について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料3ページ、4ページの富山市ス  
ポーツ施設の指定管理者の指定及び債務負担行為の  
追加について、質疑はありませんか。

押田委員 今定例会において、これまで富山市スポーツ協会が  
指定管理者を担ってきたスポーツ施設について、富  
山市スポーツ協会以外の民間事業者に変更となる議  
案が提出されています。やはり民間事業者の波がや  
って来たということだと思います。  
これまでも富山市スポーツ協会はスポーツ施設の指  
定管理や自主事業を中心に管理運営業務を行って  
おり、地域福祉にも貢献してきたと思います。  
本市のスポーツ施設において、富山市スポーツ協会  
はどのような活動をしてこられたのか、また、それ  
をどのように認識しておられるのかお聞かせくだ  
さい。

市民生活部長 富山市スポーツ協会の活動内容といたしましては、  
同協会が指定管理を行っている体育館を拠点に、総  
合型地域スポーツクラブを運営しており、子どもか  
ら高齢者まで幅広い世代を対象に、教室、セミナー、  
サークル等を開催しておられます。

それに加えて、地域や競技団体との連携の下、気軽に参加できるニュースポーツの体験会やスポーツ指導者の育成、ジュニア層の強化・育成などの競技力向上にも取り組んでおられます。

指定管理業務と併せて、本市のスポーツ振興において、ソフト、ハード事業両面で活躍しておられる状況でございます。

押田委員

おっしゃるとおりソフト、ハード事業両面で幅広い活動を行っておられまして、私も子どもの頃から大変お世話になってきたと感じております。

今回、富山市スポーツ協会以外の民間事業者指定管理業務に移行することになりそうですけれども、利用者や地域にとってメリット、デメリットがあると思います。

このことについてどのように想定しているのかお聞かせください。

市民生活部長

指定管理業務は市が示す仕様書に基づいて業務が履行されますので、事業者が変わったとしても仕様書に従って業務が行われ、利用者側にとっては大きく変わることはないと考えております。

今回、事業者からは、1つに、スポーツ教室にとどまらない地域向けのイベントの開催、2つに、余剰スペースの多目的な活用、3つに、企業としてプライバシーマークやISO14001を取得されていることから、高い水準での個人情報管理や環境マネジメントに配慮した施設運営などの提案がございました。

いずれも民間のノウハウを活用し、施設の維持管理や収益の向上に資するような自主事業を実施されることで、コストが削減されるというメリットが考えられます。

一方、総合型地域スポーツクラブを富山市スポーツ協会が運営していることから、各施設の指定管理者が変わることで練習場所等の確保が困難になってしまうおそれがありました。

そのような懸念があったため募集要項に、1つに、

総合型地域スポーツクラブが施設の利用枠を確保できるようにすること、2つに、施設内にクラブ運営職員が常駐できるスペースを確保すること、3つに、クラブの備品を保管するスペースを確保することを条件として記載しました。総合型地域スポーツクラブについては、これまでどおり富山市スポーツ協会が各施設で運営を行うこととなります。このようなことから、利用者にとっては大きな影響はないと考えております。

押田委員 富山市スポーツ協会が、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に地域や競技団体と連携しながら活動してきたという点と、民間事業者が指定管理を行うデメリットがかぶってしまうのではないかと懸念しております。その対策として、来年4月以降の指定管理業務においてチェックなどは行うのですか。

市民生活部長 一般の方の施設利用については申込みに応じてお貸しする形ですので、指定管理者が富山市スポーツ協会であろうが民間事業者であろうが、特段、影響はないと思っています。先ほど申し上げたように、懸念されている点は恐らく総合型地域スポーツクラブの取扱いだと思うのです。繰り返しになりますが、場所の確保、利用枠の確保、備品の置き置き用スペースの確保などの条件を指定管理者にお願いしております。民間事業者はその条件を見た上で応募しているので、富山市スポーツ協会が総合型地域スポーツクラブを運営していく条件は整っています。皆様に安心して御利用いただけるものと考えております。

押田委員 分かりました。進めてみながら、見えていなかった部分も多分出てくるかと思っておりますので、そこは随時対応していただきたいです。確認ですけれども、富山市スポーツ協会の自主事業に関しても、次の指定管理期間の5年間は維持されるのですか。

市民生活部長 あくまでも自主事業という前提ですが、その環境は次の指定管理期間中も継続するという考え方です。

押田委員 富山市スポーツ協会は地域での活動を長年続けており、親しまれています。  
舎川議員が本会議で質問しておりましたけれども、富山市スポーツ協会にどのような役割を期待するのかお聞かせください。本会議の一般質問では市長が答弁されていたのですけれども、内容が重なってもいいので、市民生活部として改めて今の思いをお聞かせください。

市民生活部長 本会議の一般質問での市長の答弁と重なってしまいますけれども、改めて申し上げます。  
富山市スポーツ協会には、競技スポーツ団体のほか、地区・校区スポーツ団体、レクリエーション活動を行う健康スポーツ団体など、140を超える多くの団体が加盟しており、多くの市民に様々なスポーツに触れる機会を提供する非常に大きな役割を担っています。ジュニア層や指導者の育成など本市のスポーツの発展にとって欠かせない存在であるということは市長が本会議で申し上げたとおりです。  
スポーツは健康増進のために行うものだと思うかもしれませんが、見るスポーツを通じて人との交流や地域を挙げて応援する機運醸成などの地域づくりにも大変貢献する分野だと思っております。  
そのような背景からも富山市スポーツ協会が市のスポーツを牽引しているという事実は揺るがないもので、今後の活動においてもその役割をしっかりと担っていただきたいと思っておりますし、我々も富山市スポーツ協会と手を携えて、本市のスポーツ振興に取り組んでいきたいと考えております。

押田委員 おっしゃるとおり富山市スポーツ協会は、本市のスポーツ発展に欠かせない存在でスポーツ振興の核であり、地域の子どもや住民が体育館やグラウンドで汗を流す環境をつくり、また、様々な大会をボランティアとして支えており、市民福祉の根幹だと思

ます。これは本市の財産の1つでもあると感じております。

事を変えて新しくすることも必要ですけれども、古きを受け継ぐことも重要だと思います。

双方がうまく進んでいくように、最後は市民のためになるようにすることが大切ですので、これからもしっかりと体制づくりを進めてください。お願いします。

#### 久保委員

富山市スポーツ協会には、富山市体育協会だった頃からずっと市と表裏一体の関係で市内のスポーツ施設を管理していただけてきました。

今回の指定管理者の選定に当たって、ISO14001を取得していて環境マネジメントに配慮した施設運営ができるなどの様々な提案が民間事業者からあったとのことですが、これまでの指定管理期間の中で富山市スポーツ協会に対して、例えばISO14001の取得などにどんどん取り組むように市が積極的に支援をしていれば、このような結果には至らなかったのではないかと思います。

今後は、指定管理者を選ぶという視点だけではなく、富山市スポーツ協会を育てて競争力をつけていくという視点をしっかりと持っていただきたいと思います。

富山市スポーツ協会が管理する施設がこれだけ減ると当然職員数が減りますので、これまでと同様にきめ細かく対応することが困難になるのではないかと心配しております。

これまで指定管理業務の人員をいろいろとやりくりしながら本市のスポーツ発展に寄与していただいておりますので、今後、富山市スポーツ協会が活動していく上で、今までは必要なかったけれども、これから必要になってくるものがあれば、適切に予算措置し、本市のスポーツ環境を整えていただきたいと思います。

その点について注意深く見ていただきたいと思いますのですが、所見をお伺いします。

市民生活部長 先ほどはメリット、デメリットという御質問でしたので、あえてメリットとして、施設運営に関しては仕様書どおりで指定管理者が富山市スポーツ協会であろうが民間事業者であろうが、サービス水準は基本的に変わらないと申し上げました。

その上で、富山市スポーツ協会が今回受託に至らなかったことについて、選定において差があったことは事実であります。富山市スポーツ協会がその不足する部分を伸ばしていこう、改善しようという動きがあれば、支援できることはあると思います。

スポーツ施設の運営に当たっては指定管理業務だけを行うということではなく、自主事業をいかに充実させて自立性を高めることができるのかが重要であり、今後の富山市スポーツ協会に期待したい部分でもあります。

エキスパートがそろっている団体でありますので、強みを生かして収益事業の活性化に励んでいただきたいですし、その支援は行っていきたいと思っています。

久保委員 もう1点、民間事業者は営利企業ですから、契約にはかなりドライな対応をされると思います。

市や市民のお願い事が指定管理の範囲を超えた場合、今までは富山市スポーツ協会がいろいろ対応してきたと思うのですが、今後、民間事業者が指定管理者になると追加でお金を払うのかどうか選択を迫られることも予想されます。

これからの5年間で、今まで富山市スポーツ協会が指定管理の範囲外で担っていて見えていなかった部分がいろいろと出てくると思いますので、5年後の次の指定管理期間に向けて、そのような細かい部分をしっかりと把握しながら対応していただきたいと思っています。

最近、富山市のPFI事業などの契約は民間主導で、民間にかなり有利な形で税金が投入されているケースが目立ってきています。仕様書、契約の内容をしっかりと見ながら、今後精査を続けていただきたいと思いますが、所見をお伺いします。

市民生活部長 指定管理だけに絞って申し上げますと、施設管理をお願いしているので、どうしても得手、不得手の部分で民間に有利に働く部分が大きく、それがコストに反映されていることは事実です。結果として、富山市スポーツ協会が選定されなかったということだと思います。

一方で、富山市スポーツ協会はスポーツのエキスパートが集まる施設管理者でありますので、利用者にとってはスポーツ施設として魅力があって、気軽に相談できるなどのメリットが恐らくあったのだと思います。

新たな事業者に対してどのような形で臨めばいいのか、新しい事業者がどのような活動をしてくれるのかについては、期待もしていますし、不安もあります。その声は利用者からすぐに入ってくると思いますので、御指摘、お叱りがあれば速やかに対応できるようにしたいと思います。

また、富山市スポーツ協会にはこの5年間で経営感覚を磨いていただいて、他事業者と競合できるような強みを身につけていただきたいと思います。

分科会長 次に、議案説明資料5ページの富山市民球場漏水補修等業務委託について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料6ページの富山市民球場トイレ洋式化業務委託について、質疑はありませんか。

橋本委員 (3)事業内容に、市民球場には103基の大便器(和式64基、洋式39基)が設置されていると書いてあるのだけれども、下の表には44基分しか記載がありません。つまり、観客向けの大便器が44基ということですか。

スポーツ健康課長 議案説明資料に記載してあるものは、今回改修を予定している部分だけのございまして、委員がおっしゃるように、例えば事務所内、1階控室などのふだ

ん使わない場所は記載していません。

橋本委員

トイレの洋式化はすごく大事だと私は思っています。  
(1) 事業目的に、マイナビオールスターゲーム2026の開催を控えていると書いてありますが、それに対して圧倒的に数が少ないことが問題だと思っています。

今年、大人気球団の広島東洋カープが富山市民球場で試合を行ったときは、本当にすごい数のお客さんでトイレが行列になっていたのです。

ですので、このトイレの洋式化と同時に何か対策を考えていかなければいけないのではないかと思います。

以前、厚生委員会で視察した、きたぎんボールパークや宝来屋ボンズアリーナのようなトイレの一方通行化も含めて検討し、トイレをもっと増やすべきだと思います。女性用トイレは今の倍以上あってもいいはずなのです。このことについても一緒に考えてほしいと思います。

このトイレの洋式化については賛成ですが、マイナビオールスターゲーム2026に向けて、さらにできることが何かあるのではないかという思いがあります。対策は難しいですか。

市民生活部長

今回は予算の範囲内で精いっぱい数のトイレを洋式化することとしております。また、洋式化するとどうしてもスペースが大きくなり、洋式トイレを増やせば増やすほど逆に便器の数が減ってしまうという懸念もありますので、影響が出ない範囲で改修する箇所数を設定いたしました。

おっしゃるようにトイレの数が少ないことについては増設するという考えもあるのですが、施設内にトイレを増設するようなスペースがなく、予算もないという課題があります。

一方で、国が球場等におけるトイレの設置基準数を見直すというような話を聞いておりますので、もし基準に沿わない、もしくは基準に達するように努力せよということになれば、そのときにしっかりと整

備してまいります。

橋本委員 予算がないことは理解しています。オールスターゲームは富山市民球場では2回目の開催となりますが、数十年に一度しかないことですので、もう少しお金をかけてもいいのではないかという気がします。いずれにしても増設するスペースがないのであれば、何とか動線をつけてふだん開放していないトイレを使うなどいろいろな工夫を凝らさなければならないと思います。このままですと試合を見に来たのか、それともトイレに並びに来たのかというようなことになってしまうので、来年のマイナビオールスターゲーム2026に向けてしっかりと考えていただきたいと思います。

分科会長 次に、議案説明資料7ページの富山市まち・ひと・しごと創生推進基金への積立について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第132号中市民生活部所管分、議案第168号中市民生活部所管分、以上2件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了いたします。  
これで、12月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和7年12月定例会の予算決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和7年12月定例会  
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 松 尾 茂

署名委員 木 地 智 美

署名委員 久 保 大 憲